

平成6年度モデル広域消防の指定について

自治省消防庁消防課

消防庁では、消防の対応力の強化を図る観点から、小規模消防の広域再編を計画的かつ円滑に進めるため、各都道府県が策定する消防広域化基本計画の策定指針を示すとともに(平成6年9月20日付消防消第135号「消防広域化基本計画の策定について」)9さらに全国的に小規模消防の広域再編が推進される契機とすることを目的として、モデル広域消防を指定し、当該本部の組織及び消防力の総合的、重点的な整備を行うこととしている(平成6年9月20日付消防消第136号「モデル広域消防推進要綱について」)。

このモデル広域消防は、平成6年度及び平成7年度の2力年度に指定することとしており、モデル広域消防の指定を希望する市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)からの申請に基づき消防庁が指定する。

なお、この市町村等からの指定申請は、都道府県を通じて行うこととしている。

消防庁では、都道府県を通じた実態調査を行い、下記指定要件に合致する市町村等の中から全国的なモデルとしてふさわしいものとして、別紙1「平成6年度モデル広域消防の指定団体一覧」のとおり14の圏域について平成7年3月30日平成6年度のモデル広域消防として指定した。

今後、モデル広域消防に指定された圏域においては、2年間から4年間で次のような事業を行い、消防の広域再編を実施することとなるが、これらに伴い必要となる経費については、別紙2のと通りの財政支援措置が講じられることとなっている。

- (1) 関係消防本部、行政機関、住民等による広域再編のための検討委員会の設置
- (2) (1)の検討委員会の検討結果を踏まえた消防広域化実施計画の策定
- (3) 上記計画に基づく消防本部の統合
- (4) ②の計画の実施に伴う消防庁舎、消防車両等消防施設・設備の整備等

指定要件

地形、交通事情、日常生活圏等からみて、一つの消防本部の管轄の下に置き、一体として消防施設・設備等の整備を図ることが住民サービス、消防行政の効率性等の観点からより合理的であると考えられる地域であって、住民、消防関係者、その他の行政関係者等の間で消防体制の広域再編につき、一定の理解と機運が醸成されている地域を構成する市町村等であること。

別紙 1

平成 6 年度モデル広域消防の指定団体一覧

県名	圏域構成消防本部等	人口	職員数	面積 (平方キロ)
岩手県	釜石市消防本部	51,003	65	441.24
	大槌町消防本部	19,296	31	200.47
	計	70,299	96	641.71
埼玉県	鴻巣地区消防組合消防本部	114,592	127	67.50
	〔 鴻巣市	〔 78,604		〔 35.88
	吹上町	27,878		15.04
	川里村	8,110		16.58
	樋川市消防本部	72,002	79	25.28
	北本市消防本部	69,237	78	19.81
	計	255,831	284	112.59
	飯能市消防本部	77,854	86	134.60
	日高市消防本部	55,070	68	47.48
	名栗村	2,756	—	58.56
	計	135,680	154	240.64
	朝霞市消防本部	103,950	94	18.38
	志木市消防本部	63,174	66	9.06
新座市消防本部	139,402	137	22.80	
和光市消防本部	57,458	63	11.04	
計	363,984	360	61.28	
新潟県	三条市消防本部	86,824	107	75.63
	栄町消防本部	12,022	12	45.22
	下田村	12,478	—	311.00
	計	111,324	119	432.05
	十日町地域広域行政事務組合消防本部	74,065	89	585.50
	〔 十日町市	〔 45,586		〔 212.77
	津南町	13,090		170.22
	川西町	8,707		73.55
	中里町	6,672		126.96
	松代町	4,901	10	90.47
松之山町	3,596	10	86.31	
計	82,562	109	762.28	
富山県	富山市消防本部	320,206	321	208.79
	滑川市消防本部	31,824	40	54.61
	大沢野町消防本部	21,689	27	74.66
	大山町消防本部	10,940	28	572.32
	上市町消防本部	23,798	34	236.77
	立山町消防本部	27,530	32	307.31
	八尾町消防本部	22,744	32	236.86
	婦中町消防本部	30,509	35	68.04
	舟橋村	1,649	—	3.47
	山田村	2,124	—	40.92

県名	圏域構成消防本部等	人口	職員数	面積 (平方キロ)
	細入村	2,338	—	40.24
	計	495,351	549	1,843.99
	砺波市消防本部	38,088	33	96.24
	福光町消防本部	21,657	43	168.05
	南砺消防組合消防本部	45,940	71	165.14
	〔 城端町	〔 10,811		〔 64.99
	庄川町	7,443		30.74
	井波町	11,061		26.20
	井口村	1,387		11.50
	〔 福野町	〔 15,238		〔 31.71
	平村	1,634	—	94.06
	上平村	913	—	94.77
	利賀村	1,050	—	177.56
	計	109,282	147	795.84
長野県	長野市消防局	351,037	344	404.35
	信州新町	7,061	—	70.73
	豊野町	9,948	—	19.90
	信濃町	11,579	—	149.27
	牟礼村	7,469	—	39.85
	三水村	5,896	—	35.46
	戸隠村	5,648	—	132.76
	鬼無里村	2,711	—	134.89
	小川村	4,065	—	58.07
	中条村	3,216	—	33.29
	大岡村	1,744	—	45.86
	計	410,384	344	1,124.53
	中野市消防本部	47,660	46	112.06
	〔 中野市	〔 42,302		〔 77.32
〔 豊田村(中野市に事務委託)	〔 5,358		〔 34.74	
山ノ内町消防本部	17,634	33	265.99	
岳南広域消防組合				
計	65,294	79	377.99	
静岡県	島田市金屋町衛生消防組合消防本部	97,825	97	195.04
	〔 島田市	〔 75,717		〔 131.04
	〔 金谷町	〔 22,108		〔 64.36
	川根町	7,249	—	120.48
	中川根町	7,169	—	121.37
	本川根町	3,777	—	375.35
計	116,020	97	812.24	
愛知県	豊田市消防本部	331,515	299	290.12
	藤岡町	14,308	—	65.91
	小原町	4,668	—	74.59
	計	350,491	299	430.62

県名	圏域構成消防本部等	人口	職員数	面積 (平方キロ)
	新城市消防本部	36,299	47	117.94
	鳳来町	15,492	—	236.66
	作手村	3,419	—	117.05
	東栄町	5,315	—	123.40
	設楽町	6,094	—	221.18
	津具村	1,928	—	53.35
	豊根村	1,670	—	181.13
	富山村	209	—	34.78
	計	70,426	47	1,025.49
広島県	福山地区消防組合消防局	453,714	444	517.89
	福山市	372,700		364.47
	神辺町	40,339		56.81
	新市町	23,074		53.10
	沼隈町	13,769		30.90
	内海町	3,832		12.61
	油木町	3,652	—	98.02
	神石町	3,405	—	104.14
	豊松村	2,115	—	52.35
	三和町	5,066	—	127.46
	上下町	6,693	—	85.53
	計	474,645	444	965.39

別紙 2

消防の広域再編に対する財政措置

1 財政措置の内容

(1) 補助金の優先配分

消防の広域再編に伴い新たに必要となる消防車両や通信機材等の消防防災施設及び設備の整備に対して消防防災施設等整備費補助金の優先配分を行う。

(2) 広域消防・無線中継施設に対する補助

消防の広域再編に伴い生ずる消防無線の不感地帯を解消するための「広域消防・無線中継施設」を新たに補助金の対象とし、広域再編を行う団体に配分する。

(3) 地方財政措置

① 消防広域化計画策定経費の交付税措置

ア 都道府県の策定する消防広域化基本計画策定経費について交付税措置する。

イ 広域再編を行う市町村の策定する消防広域化実施計画策定経費について交付税措置する。

- ② 庁舎の新・改築に対する地方債の充当率の引上げ
消防の広域再編に伴い必要となる消防庁舎の新・改築に係る地方債の充当率を75%から90%に引上げる。
- ③ 庁舎の新・改築に伴う公共施設の整備に対する地域総合整備債（特別分）の充当
消防の広域再編に伴う消防庁舎の整備に際し、消防庁舎と一体的に整備される、住民への普及啓発等のための展示施設、研修室、消防団、婦人防火クラブ等の使用する部屋等の公共施設の部分に対し地域総合整備債（特別分）を充当し、その元利償還金を交付税の基準財政需要額に算入する。

2 財政措置の適用

(1) 時 期

- ① 上記1(3)①アは、平成6年度から平成8年度において措置することとしており、そのうち平成6年度分については既に措置済である。また、同イは、平成6年度から措置する。
- ② 上記1(2)は、平成7年度から5年度間に限り措置する。
- ③ ①及び②以外は、平成7年度以降措置する。

(2) 「モデル広域消防」の広域再編

上記1の全てを適用する。

(3) 「モデル広域消防」以外の消防広域化実施計画に基づく広域再編

上記1(1)及び(3)を適用する。